

別添 1

平成 31 年度長野県消費者大学開催業務委託委託仕様書（案）

1 件 名

平成 31 年度長野県消費者大学開催業務委託

2 委託期間

契約日から平成 32 年（2020 年） 1 月 31 日まで

3 実施に当たっての基本方針

- (1) グローバル化、高度情報化等により多様化・複雑化する消費者問題に対応するため、消費者トラブルを回避、解決する実践的な能力を育み、かつ、社会との関わりの中で責任ある行動がとれる「自立した消費者」を育成するため、体系的、総合的な消費生活講座を開講する。
- (2) 履修内容は、消費者問題に関する基本的かつ体系的な知識や最新の情報を習得でき、エンカル消費等、長野県第二次消費生活基本計画における新たな取組についても習得しうるレベルとし、平成 30 年度長野県消費者大学修了者が受講した場合にも、習得効果の減少、受講意欲の低減が起こらないよう、内容及び実施方法に配慮する。

4 講座の概要

(1) 名称

平成 31 年度長野県消費者大学

(2) 日程・場所

講座は下表の日程及び会場において開催する（各会場 6 日間）

使用時間は準備・片付けを含めて各日とも、9:00～17:00 までとする。

○佐久会場（佐久市佐久平交流センター（佐久市佐久平駅南 4-1）

開催日	使用可能な会議室
平成 31 年（2019 年）9 月 21 日（土）	第 1 会議室、第 2 会議室、第 5 会議室
平成 31 年（2019 年）10 月 6 日（日）	第 1 会議室、第 2 会議室、第 5 会議室
平成 31 年（2019 年）10 月 14 日（月・祝）	第 1 会議室、第 2 会議室、第 5 会議室
平成 31 年（2019 年）11 月 4 日（月・祝）	第 1 会議室、第 2 会議室、第 5 会議室
平成 31 年（2019 年）11 月 16 日（土）	第 1 会議室、第 2 会議室、第 5 会議室
平成 31 年（2019 年）12 月 1 日（日）	第 1 会議室、第 2 会議室、第 5 会議室

○伊那会場（伊那市生涯学習センター（伊那市荒井 3500-1 いなっせ内）

開催日	使用可能な会議室
平成 31 年（2019 年）9 月 16 日（月・祝）	501、502、503 会議室、702 会議室、701 会議室
平成 31 年（2019 年）9 月 29 日（日）	501、502、503 会議室、402 会議室、和室
平成 31 年（2019 年）10 月 19 日（土）	501、502、503 会議室、702 会議室、和室
平成 31 年（2019 年）10 月 26 日（土）	501、502、503 会議室、702 会議室、和室
平成 31 年（2019 年）11 月 9 日（土）	501、502、503 会議室、702 会議室、和室
平成 31 年（2019 年）11 月 23 日（土）	501、502、503 会議室、創作室、和室

(3) 募集対象者

18 歳以上で県内に在住の者概ね 200 名程度（佐久会場約 100 名、伊那会場約 100 名）とする。

(4) 履修内容

12 講座（1 日午前・午後 2 講座、6 日間）を座学及びグループワークにより実施する。

(5) 履修時間

座学講座については1講座概ね2時間とする。

(6) 修了

8講座（全講座の3分の2）以上受講した者に修了証を交付するものとする。

(7) 受講料

無料

(8) 受講者募集

契約の日以降で県が指定する日から募集する。

5 委託する業務の内容

上記3の基本方針及び上記4の講座概要を踏まえて、次の業務を実施するものとする。

(1) 受講者の募集

受託者は県と共同して、チラシの配布等により受講者の募集、申し込みの受付を行うものとする。

なお、チラシの配布先は別紙1記載の団体を想定しているため、必要に応じて加減すること。

また、受講者（所属・氏名含む。）については、県と定期的に情報交換すること。

(2) 受講者の管理

受講者（申込みに至らなかった者、申込みを撤回した者も含む）との間の、平成31年度消費者大学の受講者管理において必要な全ての連絡事務を行うものとする。

(3) 講座の企画立案・講師の手配

受託者は講座内容のカリキュラムを作成するとともに、講師の手配を行うものとする。

5月中にカリキュラムの概要を決定するとともに、変更が必要となった場合は遅滞なく県に報告し、講座開催に影響がでないようにすること。

また、カリキュラムの作成にあたっては、別紙2「平成31年度長野県消費者大学 履修内容」に基づき、消費者問題に関する基本的かつ体系的な知識や最新の情報の習得に効果的な講座が見込める内容とし、平成30年度消費者大学修了者が受講した場合にも、習得効果の減少、受講意欲の低減が起こらないよう、内容や実施方法に配慮するものとする。希望する場合は、平成30年度消費者大学の講座概要及び受講者の感想について口頭で情報提供するので、申し出ること。

なお、履修内容のうち、「長野県版エシカル消費」講座については、県で講座の企画立案・講師の手配を行うこととし、同講座に係る経費については講座の企画立案・講師の手配の費用は経費に含めず、運営経費のみ含めること。

(4) 講座参加者受付簿及びテキスト・資料の作成・印刷・配付

受託者は各講座の参加者の受付簿、講座で使用するテキスト及び資料を作成し、受講者に対して不足することのないよう準備の上、受講者に配付するものとする。

なお、テキスト及び資料は講座開催の1週間前までに県へ提出すること。

(5) 講座会場の設営、講座当日の運営・管理

講座運営責任者を1名以上配置し、県及び会場管理者と調整の上、講座会場のセッティング、講座参加者の受付及びテキスト・資料の配付、講師の出迎え及び見送り、講座の進行（日程確認、講師紹介等）並びに講座風景の写真撮影（各講座2枚以上（1枚は講師の姿が写ったもの）、後片付けなど、講座の実施及び運営に付随する業務については、受託者が行うものとする。

なお、プロジェクター、スクリーン、マイク（放送設備）は会場管理者に手配を依頼しているが、映写用パソコン等、講座の実施に必要な機器がある場合は受託者において手配し、持込みの可否、接続使用の可否を直接会場管理者に確認すること。

また、プロジェクター、スクリーン、マイク等の設備等についても受託者により手配す

ることとした場合は、遅滞なく県に連絡すること。

(6) 子どもの一時預かりについて

子育て世代の自主的な学びの支援のため、講座会場とは別に、子どもの一時預かり施設として一室を確保している。受講者より事前に申し出があった場合には、預かり業務に専ら従事する者を2名以上配置して、子どもの一時預かりを行うこと。

従事する者については、保育士あるいは看護師の資格は不要とし、また、預かる子どもが1名の場合は、1名の配置で差し支えないものとする。

なお、安全な一時預かりを行うため、預かる未就学年齢児が6名を超える場合は、県の了承を得ること。

(7) 履修履歴の管理

受託者は、各講座の履修履歴を、受講者ごと管理するとともに、最終的に8講座以上履修した者に対し、修了証を交付すること（後日郵送可）。

(8) 講師への謝金等の支払い

講座で講義を行った講師、講座補助者、預かり従事者への謝金（講師料等）及び旅費（交通費等）について、受託者と講師の間で取り交わした契約に基づいて支払うものとする。

(9) アンケート調査の実施

受託者は、以下の事項について受講者にアンケート調査を実施し、受講者の認識等を確認するものとする。

- ・ 大学の開催方法等に関すること
- ・ 各講座の内容等に関すること

6 契約保証金

当該業務の契約に際しては、契約者は契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約と同時に納付しなければならない。ただし、長野県財務規則143条に該当する場合は契約保証金を免除する。

7 委託料の支払い

- (1) 委託料の支払いは、業務完了後に提出された業務完了報告書に基づき、県が検査を行い、契約書に定められた内容に適合していることを確認した上で支払いを行うものとする。
- (2) 事業の実施に際して、必要がある場合は、委託料の10分の3に相当する額の範囲内で前払を請求することができる。

8 業務の再委託

受託者は、受託業務の全部又はその主たる部分を第三者に委託することはできない。ただし、部分的な業務についてあらかじめ県の承諾を得たときは、第三者に委託することは可能とする。

9 個人情報の取扱い

受託者が業務を行うにあたり取得した個人情報の取扱いについては、長野県個人情報保護条例（平成3年長野県条例第2号）等に基づき適正に行うものとする。

10 守秘義務

受託者は、業務を行うにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、業務終了後も同様とする。

11 報告

- (1) 受託者は、「業務着手届」、「業務日程表」及び「業務実施代理人届」を契約の日から5日以内に県に提出するものとする。
- (2) 受託者は、委託業務完了後10日以内に委託業務完了報告書を県に提出し検査を受けるものとする。

とする。検査の結果不合格となったときには、県が指定する日までに補正して提出し、再度検査を受けるものとする。

なお、委託業務完了報告書には、以下の書類を添えて提出すること。

- ・ 受講者管理簿（応募受付状況並びに各講座の出席状況、履修状況及び修了証発行状況のわかるもの）
- ・ 講座参加名簿（各会場の全講座分について、履修証発行状況のわかるもの）
- ・ テキスト、講座資料
- ・ アンケート調査結果（調査個票を含む）
- ・ 記録写真（各会場の全講座分。デジタルデータ可）

12 その他

- （1）本事業の成果等は県に帰属するものとする。
- （2）契約の締結にあたっては、地方自治法や長野県財務規則をはじめとする諸規定が適用される。
- （3）制作する資料は他者の所有権や著作権を侵すものでないようすること。
- （4）この仕様書に定めがない事項は、県と受託者が協議の上決定するものとする。

別紙1 「長野県消費者大学募集チラシ送付先（想定）」

	団体数	送付部数	送付方法
市町村消費者行政担当窓口（各市町村消費者の会等への周知も併せて依頼）	77	60部程度	送付を委託
各市町村民生委員・児童委員協議会	77	30部程度	〃
各市町村社会福祉協議会	77		〃
消費者団体・弁護士会等	18	5部程度	〃
経営者団体	28		〃
労働団体	10		〃
業界団体	32		〃
金融機関	8	30部程度	〃
県内国立・県立・私立大学等	16	30部程度	〃
関東財務局 長野財務事務所	1	30部程度	〃
総務省信越通信局	1	5部程度	〃
長野行政監視行政相談センター	1		〃
関東農政局 長野農政事務所	1		〃
新潟運輸局 長野陸運支局	1		〃
長野税務署	1		〃
長野市くらしを考える会	1	30部程度	〃
市長会、町村会等関係団体	6	5部程度	県から送付
消費生活サポーター、消費生活審議会委員、被害救済委員会委員	400	1部	〃
長野県（予備含む）		1085	〃
計		12000	

平成31年度長野県消費者大学 履修内容

開催回	講座	講座内容	講師等
1	1	○消費者問題概論 ・現在の消費者問題の所在等	(講師は委託業者が選定)
	2	※ 基調講演的な内容とし、現在社会における問題も視野にいれた訴求力の高い内容とする。	
2	3	長野県版エシカル消費	(県が企画立案・講師選定)
	4	金融経済 ・金融商品のトラブル回避 ・お金の使い方・年金と税	金融広報委員会の講師派遣事業活用
		長野県版エシカル消費 (課外講座)	(県が企画立案・講師選定)
3	5, 6	○消費者を守る法律・契約の基礎知識 ・契約の基本的知識 (成立と消滅、無効等) ・消費者関連法 (概略、契約の取消・解除) ○環境問題 ・地球温暖化、プラスチックごみ等	(講師は委託業者が選定)
4	7, 8	○食の安全 ・食品リスク、食品表示等 ○悪質商法対策 ・地域での見守りの重要性 ・被害に対する気づきのポイント等 ・被害体験を含むロールプレイング	
5	9, 10	○インターネット取引・SNS ・情報通信サービスと情報トラブル ・情報モラル等の知識 ○その他 ・カスタマー・ハラスメントなど	
6	11	長野県版エシカル消費	(県が企画立案・講師選定)
	12	特殊詐欺対策 ・訓練型特殊詐欺対応講座	くらし安全・消費生活課職員 (県政出前講座)

※ 1～2、5～10の8講座 (太字) については委託業者が企画、講師選定
(長野県版エシカル消費講座等実施日程は変更の可能性あり)

平成 31 年 (2019 年) 月 日

長野県知事 阿部 守一 様

(受託者)
住所
商号又は名称
代表者氏名

協 議 書

下記委託業務の実施にあたり、実施内容を決定(変更)したいので協議します。

記

1、委託業務名

平成 31 年度長野県消費者大学開催業務

2、協議区分(いずれかに○をする)

当初協議 変更協議

3、実施(変更)内容

4、変更理由(変更協議の場合のみ記載)

<添付書類>

必要書類

平成 31 年（2019 年） 月 日

長野県知事 阿部 守一 様

（受託者）

住所

商号又は名称

代表者氏名

業 務 着 手 届

下記のとおり委託業務に着手したので報告します。

記

1、委託業務名

平成 31 年度長野県消費者大学開催業務

2、委託業務着手年月日

平成 31 年（2019 年） 月 日

3、履行期間

平成 31 年（2019 年） 月 日から平成 32 年（2020 年） 1 月 31 日まで

4、契約金額

金 円

平成 31 年（2019 年） 月 日

長野県知事 阿部 守一 様

（受託者）

住所

商号又は名称

代表者氏名

業 務 日 程 表

下記の委託業務について業務日程表を提出します。

記

1、委託業務名

平成 31 年度長野県消費者大学開催業務

2、履行期間

平成 31（2019 年） 月 日から平成 32 年（2020 年） 1 月 31 日まで

3、日 程 表

項目	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月

平成 31 年（2019 年） 月 日

長野県知事 阿部 守一 様

（受託者）

住所

商号又は名称

代表者氏名

業務実施代理人届

下記のとおり、業務実施代理人を定めたので報告します。
なお、当該代理人は〇〇〇〇の職員であることを誓約します。

記

1、委託業務名

平成 31 年度長野県消費者大学開催業務

2、履行期間

平成 31 年（2019 年） 月 日から平成 32 年（2020 年） 1 月 31 日まで

3、契約金額

金 円

4、業務実施代理人